

準中型自動車免許が 新設されました!!

平成 29 年
3 月 12 日施行

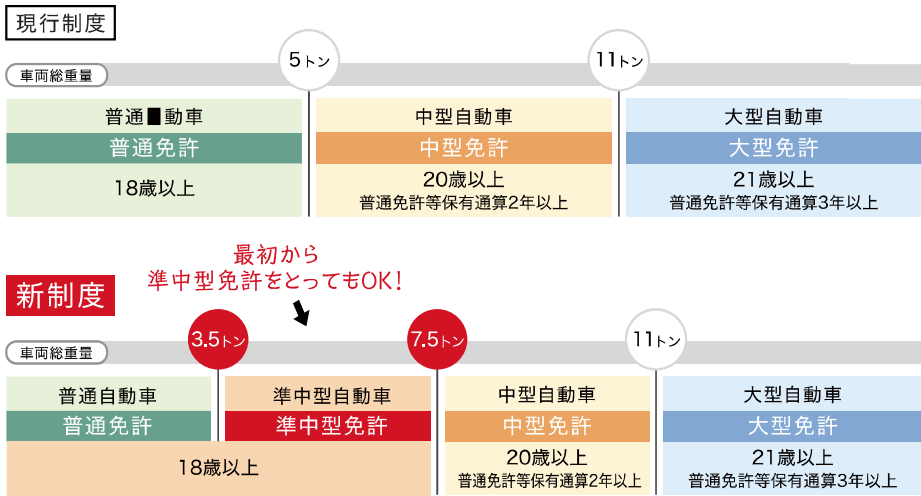
普通自動車免許と中型自動車免許の間に「準中型自動車免許」が新設、3月12日に施行されました。改正前は、普通自動車免許で車両総重量5トン未満の自動車を運転できましたが、改正後は車両総重量3.5トン以上、7.5トン未満の自動車を運転するには準中型自動車免許が必要になります。

「準中型免許」のここがポイント!

- POINT 1** 車両総重量3.5トン以上7.5トン未満のトラックが対象
- POINT 2** 基礎的免許として18歳で普通免許がなくても取得が可能
- POINT 3** 免許取得時の技能教習は普通免許より7時限プラス
- POINT 4** 現行普通免許保有者は自動的に「5トン限定準中型免許」に移行
- POINT 5** 「5トン限定準中型免許」の限定解除教習は4時限
- POINT 6** 平成29年3月12日からスタート



新たなトラックの免許



【新たな免許区分による車両総重量と最大積載量】

車両総重量		3.5トン	7.5トン	11トン
最大積載量		普通	準中型	中型
大型				大型免許
6.5トン	中型		中型免許	
(5トン)				
4.5トン	準中型		準中型免許	
(3トン)				
2トン	普通	普通免許		

※1.平成19年6月2日以降 普通免許取得
2.平成19年6月1日以前 普通免許取得

→5トン限定準中型免許※1

→8トン限定中型免許※2